

日行連発第626号
平成30年9月7日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠 田 和 夫
許認可業務部
部長 矢 野 浩 司

自動車保管場所証明申請に関する警察庁通達について（周知）

警察庁より、平成30年7月24日付で、自動車保管場所証明申請等の適正化に関する通達が発出されておりますのでお知らせいたします。

申請等の際に規則に定められた必要書類が全て提出されているのであれば、当該申請等を適切に受理しなければならないことを基本的な考え方とし、使用権原疎明書面や規則の定めのない添付書類の取扱いなどを定めています。

当会にて、会員サイトでの周知をいたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知等ご協力くださるようお願いいたします。

【警察庁ホームページ】

- ・ <https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu.html#kisei>
(通知・通達一覧のページ)

交通規制課

「自動車の保管場所証明申請等の適正な取扱いについて」

(平成30年7月24日丁規発第87号)

- ・ <https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kisei/kisei20180724.pdf>
(通達のPDF文書)

以 上